



島根県報

平成21年7月17日（金）

第2,103号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障 害 者 福 祉 課）	3
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	3
保安林予定森林（7件）	（森 林 整 備 課）	3
国土調査の指定	（用 地 対 策 課）	7

【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	（環 境 生 活 総 務 課）	7
------------------------------	-----------------	---

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程		8
----------------------	--	---

告 示**島根県告示第541号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
メディカルカウンセリングセンター クリニック 学園通り	松江市学園南 2-12-5 HOYOパークサイドビル 1F	平成21年 7 月 1 日
はら呼吸器内科クリニック	出雲市姫原三丁目 5 番 7	平成21年 7 月 3 日
あんず薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1212-59	平成21年 7 月 1 日

島根県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 テクノサービス	松江市宍道町伊志見493-1	訪問看護	訪問看護ステーション すずかけの樹	松江市上乃木10丁目 2 番 14 号	平成21年 6 月 22 日
社会福祉法人 西益田福祉会	益田市神田町イ 197-2	介護予防通所介護	社会福祉法人西益田福祉会 清流苑 通所介護事業所	益田市神田町イ 197-2	平成18年 9 月 1 日
社会福祉法人 西益田福祉会	益田市神田町イ 197-2	介護予防訪問介護	社会福祉法人西益田福祉会 清流苑 訪問介護事業所	益田市神田町イ 197-2	平成18年 9 月 1 日
株式会社 花みずきナースステーション	松江市国屋町322番地 8	訪問看護	株式会社 花みずきナースステーション	松江市国屋町322番地 8	平成21年 7 月 1 日
株式会社 花みずきナースステーション	松江市国屋町322番地 8	介護予防訪問看護	株式会社 花みずきナースステーション	松江市国屋町322番地 8	平成21年 7 月 1 日

島根県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町2862番地1	通所リハビリテーション	第二寿生苑	出雲市大津町3620番地1	平成20年8月31日

島根県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
片寄 祐太郎	ひかわ整骨院	柔道整復	簸川郡斐川町大字莊原町3848番2	平成21年6月29日

島根県告示第545号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
メディカルカウンセリングセンター タークリニック学園通り	松江市学園南2-12-5 HOYOパーク サイドビル1F	精神通院医療	平成21年7月1日
株式会社花みずきナースステーション	松江市国屋町322-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年7月1日

島根県告示第546号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 名	完了年月日
斐川南地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成20年3月28日

島根県告示第547号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町篠淵字上家ノ奥678-1から678-3まで、679、680-1から680-3まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町篠淵字上家ノ奥678-1から678-3まで、679、680-1、680-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第548号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町宇谷750-5から750-7まで、1900、1902、1903-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町宇谷750-5、750-7、1900

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第549号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第550号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第551号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町多久和938-5、953-1、956、959-1、1032、1036-3、2516-2、2518、2520、2521、2524、2525、2526、2543-1、2543-6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第552号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市波積町南1068-2、1068-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第553号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川833、2469-8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第554号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成21年7月9日	益田市	大浜地区	告示の日から平成23年9月30日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成21年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里

3 代表者の氏名

橋本 俊郎

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町六日市576番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害をもつ人々の自立した社会参加、及び生きがいくりの促進を図り、また本人及びその家族が地域社会で安心して生活できるように、日常生活支援を行うとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表の費用の部中

「

電気事業費用	財務費用	支払利息	企業債利息	公庫債利息	」
--------	------	------	-------	-------	---

を

「

電気事業費用	財務費用	支払利息	企業債利息	機構債利息	」
--------	------	------	-------	-------	---

に改め、同表の負債の固定負債の部中

「

企業債（負債）	公庫債（負債）				」
---------	---------	--	--	--	---

を

「

企業債（負債）	機構債（負債）				」
---------	---------	--	--	--	---

に改め、同表の負債の流動負債の部中

「

一時借入金	起債前借	公庫債前借			」
-------	------	-------	--	--	---

を

「

一時借入金	起債前借	機構債前借			」
-------	------	-------	--	--	---

に改め、同表の資本の資本金の部中

「

借入資本金	企業債	公庫債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

を

「

借入資本金	企業債	機構債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

に改め、別表第1工業用水道事業会計勘定科目表の費用の部中

「

工業用水道業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	公庫債利息	
----------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

を

「

工業用水道業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	機構債利息	
----------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

に改め、同表の負債の固定負債の部中

「

企業債（負債）	公庫債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

を

「

企業債（負債）	機構債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

に改め、同表の負債の流動負債の部中

「

一時借入金	起債前借	公庫債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

を

「

一時借入金	起債前借	機構債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

に改め、同表の資本の資本金の部中

「

借入資本金	企業債	公庫債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

を

「

借入資本金	企業債	機構債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

に改め、別表第1水道事業会計勘定科目表の費用の部中

「

水道事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	公庫債利息	
--------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

を

「

水道事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	機構債利息	
--------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

に改め、同表の負債の固定負債の部中

「

企業債（負債）	公庫債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

を

「

企業債（負債）	機構債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

に改め、同表の負債の流動負債の部中

「

一時借入金	起債前借	公庫債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

を

「

一時借入金	起債前借	機構債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

に改め、同表の資本の資本金の部中

「

借入資本金	企業債	公庫債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

を

「

借入資本金	企業債	機構債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

に改め、別表第1宅地造成事業会計勘定科目表の費用の部中

「

宅地造成事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	公庫債利息	
----------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

を

「

宅地造成事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息	機構債利息	
----------	-------	-------------------	-------	-------	--

」

」

に改め、同表の負債の固定負債の部中

「

企業債（負債）	公庫債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

を

「

企業債（負債）	機構債（負債）				
---------	---------	--	--	--	--

」

に改め、同表の負債の流動負債の部中

「

一時借入金	起債前借	公庫債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

を

「

一時借入金	起債前借	機構債前借			
-------	------	-------	--	--	--

」

に改め、同表の資本の資本金の部中

「

借入資本金	企業債	公庫債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

を

「

借入資本金	企業債	機構債			
-------	-----	-----	--	--	--

」

に改める。

別表第3資産単位物品表の電気事業会計の表中

「

[各設備] 工具器具及び備品 諸機器類	包装用設備		
------------------------	-------	--	--

」

を

「

[各設備] 工具器具及び備品 諸機器類	放送用設備		
------------------------	-------	--	--

」

に改め、

「

[各設備] 工具器具及び備品 事務用器具	プリンター		
-------------------------	-------	--	--

」

の次に

「
| 〃 | その他事務用器具 |
」

を加え、同表の工業用水道事業会計・水道事業会計の表中、

「
| 工具器具及び備品 | 携帯用発電機 |
」

の次に

「
| 〃 | 恒温器 |
| 〃 | 光学機器 |
」

を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。